



議会だより

NO.229

第5回 町議会臨時会

第5回臨時会は、11月29日に開会し、条例改正や各会計補正予算について審議・可決し閉会しました。

条例



議会議員、特別職及び職員の報酬等について人事院勧告に準じ、条例を改正するものです。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定

小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

▼期末手当

支給月数を0.05ヶ月分引き上げ、現行4.45ヶ月分から4.5ヶ月分に改正
(公布の日施行)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

▼給料表の改定

大卒・高卒の初任給を中心に平均0.1%引き上げ
(令和元年4月1日適用)

▼期末勤勉手当の改定

【一般職員】
支給月数を0.05ヶ月分引き上げ、現行4.45ヶ月分から4.5ヶ月分に改正
(令和元年4月1日適用)

補正予算



▶一般会計

歳入歳出予算の総額にそれぞれ15,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,480,428千円とするものです。

主な補正内容は次のとおりです。

補正科目	補正額	主な補正内容
議会費	△337千円	人事院勧告及び人事異動による給料等の補正
総務費	11,105千円	人事院勧告などによる給料等の補正及び情報通信基盤整備工事請負費の追加ほか
民生費	335千円	介護保険特別会計繰出金
農林水産業費	△187千円	人事院勧告及び人事異動による給料等の補正
消防費	89千円	斜里地区消防組合負担金
教育費	4,022千円	人事院勧告などによる給料等の補正ほか
合計	15,027千円	

▶介護保険特別会計

【サービス事業勘定】

歳入歳出それぞれ335千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,914千円とするものです。

▶簡易水道特別会計

歳入歳出それぞれ18千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ146,222千円とするものです。

▶農業集落排水事業特別会計

歳入歳出それぞれ32千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130,191千円とするものです。